

## 企業との共同研究による共同発明の取扱いに関するポリシー

制 定 平成29年2月28日

最近改訂 平成30年4月12日

本ポリシーは、大阪産業大学（以下「本学」という。）と企業との共同研究により得られた発明及び発明から得られる権利の取扱いに関して、基本的な考え方を定めるものです。なお、発明及び権利の取扱いを決定するに際しては、当該発明及び権利の内容や実施方法、実施時期、市場環境等も踏まえた個別の検討が必要であることから、本ポリシーに沿って、共同研究パートナー企業（以下「共同研究先」という。）と協議します。

### 1. 定義

本ポリシーにおける用語は、次の定義とします。

#### \*不実施補償

→共同研究先が実施した場合、本学に支払う実施料

#### \*実施料

→共同研究先が第三者にライセンスした場合、持分に応じて本学に支払う実施料

### 2. 権利の帰属について

共同研究の成果として発明が得られた場合、特許法の発明者主義に基づき、発明への貢献度により権利の持分を決定します。

### 3. 成果の活用について

(1)共同研究の成果としての発明を活用するにあたって、共同研究先と以下の考え方に基づいて協議します。

#### \*当該発明が、共同研究の成果として得られたものであること

→当該発明の活用の際して、共同研究先の意向を尊重します。

#### \*本学の責務として、本学の発明を社会に還元する必要があること

→本学は、知的財産の創造・保護・活用を通じ「大学の使命である社会貢献」を推進しています。このため、共同研究先の意向を尊重しつつ、当該成果を死蔵させることのないよう第三者へのライセンスも積極的に行います。

#### \*本学が当該発明を活用し、自ら商品化あるいは事業化することがないこと

→本学は、企業と異なり、原則的に自ら商品化又は事業化して収益を上げることはできません。したがって、当該発明を活用する共同研究先に対し、本学の知的貢献にかかる対価として、出願等費用、不実施補償及び実施料等をご負担いただきます。

#### \*当該発明が、共同研究先にご負担いただく研究経費に加えて、それぞれが自己に所

属する研究担当者等の人件費を負担し、かつ、それぞれの施設・設備等を利用して得られた成果であること

→共同研究先にご負担いただく共同研究経費は共同研究遂行のための経費であり、本学も教職員等の人件費や既存の研究設備の維持・充実に係る費用を負担しております。すなわち、本共同研究が当該共同研究経費のみで実施されているものではないことに留意願います。

\*当該発明により収益があった場合、発明等を得たそれぞれの研究担当者等に、特許法第 35 条における「相当の対価」を、それぞれの規則に基づき支払う義務があること

→共同研究先が共同発明を活用し収益を上げた場合、共同研究先が所属する発明者に対して報奨金等を支払うのと同様に、本学も所属する発明者に対して「大阪産業大学職務発明取扱規程」に基づき、実施報奨金を支払う必要があります。したがって、本学が原則的に自ら商品化又は事業化することができないこと及び本学における知的貢献を斟酌いただき、共同研究先が実施した場合であっても、本学に収益の一部を還元いただきたいと思います。

(2) 上記事項に基づき、共同研究先と以下のような手順で協議させていただきます。

①発明が得られた場合、共同研究先は、本学と協議の上、当該発明の実施に関する条件を共同出願契約において定めることができます。

②共同研究先が独占的通常実施を希望した場合、原則として、本学は独占的通常実施を認めます。

③共同研究先が独占的通常実施に関する契約を締結した場合であっても、共同研究先が発明を専ら防衛のために使用している又は積極的に活用しようとしていないと推測できるような場合は、一定期間（共同出願契約にて設定：3～5年）を経た後、本学は第三者へのライセンスができるものとします。④共同研究先が非独占実施を希望した場合、本学は第三者へのライセンス活動を積極的に行います。

⑤共同研究先の非独占実施における条件は、原則として、本学が第三者に対して行うライセンスの条件と同等又はより良い条件とします。

⑥共同研究先が非独占実施を望んだ場合であっても、関連技術や関連特許の状況又は関連市場環境を踏まえ、共同研究先以外に実施することが困難であるような場合には、共同研究先による独占的通常実施であるとみなすものとします。

⑦共同研究先が譲受を希望した場合、本学は有償譲渡について検討いたします。

#### 4. 共同研究先が実施する場合の費用負担について

共同研究先は共同発明を実施する場合、原則として以下の費用を負担するものとします。

\*出願及び権利保全等に要する費用

\*不実施補償

\*実施料

#### 5. 本学が権利を承継しない場合の扱い

本学では、共同研究から得られた発明は本学における職務発明であり、当該発明者は本学に対して発明届けを提出しなければなりません。本学が当該発明の権利を承継するか否かについては、提出された発明届けに基づいて本学の発明委員会が判断します。

発明委員会の判断は、ライセンス可能性（産業界において活用される可能性）を重視します。したがって、共同研究先が実施を予定している場合は、原則として、本学は権利を承継します。しかしながら、共同研究先を含む産業界において、活用されることが予想できないような場合には、本学は権利を承継しない場合があります。この場合、当該権利は特許法に基づき、発明者個人に帰属することとなります。

以上